

「議案第146号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について」に対する附帯決議案

- 1 公の施設の設置者として、指定管理者に対して指導及び指示を適切に行い、コンプライアンスを徹底させるとともに、報告の徴収を適宜行い、指定管理者に対する監督責任を果たすこと。
- 2 指定管理議案を提出するに当たっては、議会での慎重審議に資するため、その選定過程も含め、適宜、適切な方法により議会へ報告を行うこと。
- 3 指定管理の実施に当たっては、指定手続において当該事業者の選定基準に関する情報を適切に把握した上で選定すること。